

別表第 1 （第 7 条関係）

有料公園施設

公園の名称	有料公園施設
三種町ことおか中央公園	野球場、テニスコート、多目的広場、総合体育館

別表第 2 （第 8 条関係）

使用料等

1 公園施設を設置し、又は管理する場合の占用料

区分	占用料
公園施設の設置の許可を受けてする土地の占用	使用面積1平方メートルにつき1年 540円
公園施設の管理の許可を受けてする施設の占用	使用面積1平方メートルにつき1年 8,800円

2 第 4 条第 1 項の使用料

区分		使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1人につき 1日 540円
業として行う行為	写真撮影	1人につき 1日 540円
	映画撮影	1日につき 5,500円
興行		1日につき 5,500円
競技会、集会、博覧会その他これらに類する催し		
花火、のろしの打上げ		
その他		

3 有料公園施設の使用料

(1) 施設使用料

区分				使用料
野 球 場	アマチュアスポーツ	町内の者が使用する とき	一般	1時間 340円 1日 2,900円
			学生、生徒、児童	1時間 110円 1日 950円
		町内と町外の者が使用する とき	一般	1時間 470円 1日 3,860円
			学生、生徒、児童	1時間 230円 1日 1,920円
		町外の者が使用する とき	一般	1時間 590円 1日 4,830円
			学生、生徒、児童	1時間 340円 1日 2,900円
	その他の催し	町内の者が使用する とき		1時間 1,200円 1日 9,670円
		町内と町外の者が使用する とき		1時間 1,800円 1日 14,510円
		町外の者が使用する とき		1時間 2,410円 1日 19,350円
テ ニ ス コ ー ト	町内の者が使用する とき	一般		1面1時間 230円
		学生、生徒、児童		1面1時間 110円
	町外の者が使用する とき	一般		1面1時間 470円
		学生、生徒、児童		1面1時間 230円

多 目 的 広 場	町内の者が占有して使用する とき			一般		1面1時間 230円	
				学生、生徒、児童		1面1時間 110円	
	町外の者が占有して使用する とき			一般		1面1時間 470円	
				学生、生徒、児童		1面1時間 230円	
区分						使用料	
						1時間につき	
総 合 体 育 館	メ イ ン ア リ ー ナ	アマチュ アスポー ツ	町内の者 が占有し て使用す るとき	一般	全フロア	2,200円	
					1／2フロア	1,100円	
				学生、生徒、 児童	全フロア	1,100円	
					1／2フロア	540円	
			町外の者 が占有し て使用す るとき	一般		4,400円	
				学生、生徒、 児童		2,200円	
			その他の 催し	町内の者 が占有し て使用す るとき	一般		9,900円
					学生、生徒、 児童		4,940円
		町外の者 が占有し て使用す るとき		一般		19,800円	
				学生、生徒、 児童		9,900円	
		サ ブ ア	アマチュ アスポー ツ	町内の者 が占有し て使用す	一般		970円
					学生、生徒、 児童		480円

リ ー ナ		るとき				
		町外の者が 占用し て使用す るとき	一般		1,970円	
			学生、生徒、 児童		970円	
		その他の 催し	町内の者が 占用し て使用す るとき	一般		3,950円
				学生、生徒、 児童		1,970円
			町外の者が 占用し て使用す るとき	一般		7,910円
	学生、生徒、 児童				3,950円	
	研修室等			町内の者が占有して使用 するとき	1部屋	210円
町外の者が占有して使用 するとき				1部屋	430円	
個 人 使 用	メインアリーナ・サブ アリーナ・ランニング コース	1人1回につ き	一般		100円	
			学生、生徒、 児童	無料		
	トレーニングルーム		1人1回につき		100円	
	シャワー		1回につき（5分間）		100円	

(2) 設備使用料

区分		使用料
野球場	スコアボード	1時間 470円
	カウントシグナル	1時間 230円

	放送設備		1時間 230円	
テニスコート	夜間照明設備		1面1時間 340円	
総合体育館	暖房	メインアリーナ	1時間 2,850円	
		観覧席	1時間 1,410円	
		サブアリーナ	1時間 970円	
	冷房	サブアリーナ	1時間 1,410円	
	体育器具	移動式バスケットゴール・同得点標示盤		1日 1,100円
	照明	メインアリーナ	2分の1点灯	1時間 2,200円
			全点灯	1時間 4,400円
		サブアリーナ		1時間 2,200円

別表（第6条関係）

琴丘公民館使用料

（単位：円）

室名	期間	使用料（1時間につき）	
		午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
小会議室	4月1日～10月31日	300	370
	11月1日～3月31日	430	470
研修室	4月1日～10月31日	870	1,090
	11月1日～3月31日	1,410	1,630
調理実習室	4月1日～10月31日	430	480
	11月1日～3月31日	540	590

備考 小会議室及び研修室を間仕切り使用した場合は、半額とする。

山本公民館使用料

（単位：円）

室名	期間	使用料（1時間につき）	
		午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
洋室1	4月1日～10月31日	150	185
	11月1日～3月31日	215	235
洋室2、3	4月1日～10月31日	300	370
	11月1日～3月31日	430	470
調理室	4月1日～10月31日	430	480
	11月1日～3月31日	540	590
和室	4月1日～10月31日	310	370

	11月1日～3月31日	430	480
講堂・大会議室	4月1日～10月31日	870	1,090
	11月1日～3月31日	1,410	1,630
陶芸・工作室	4月1日～10月31日	200	270
	11月1日～3月31日	330	400
防音スタジオ	4月1日～10月31日	200	270
	11月1日～3月31日	330	400

備考

- ・ 洋室2、3及び講堂・大会議室を間仕切り利用した場合は、半額とする。
- ・ 防音スタジオ内に設置されている楽器（ギターアンプ、ベースアンプ、ドラムセット）を使用する場合は、1台につき200円（1時間当たり）を加算する。
- ・ 陶芸・工作室に設置されている電気窯を使用する場合は、使用電気料の相当額を加算する。

鵜川地区館・浜口地区館使用料

（単位：円）

区分		使用料		
		午前8時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
日本間		100	100	150
調理室		100	100	150
講座室		50	50	100
その他の室		50	50	100
ホール	営利を目的とし	2,200	2,200	3,300

	て使用する場合			
	営利を目的とし ないで使用する 場合	310	310	430

備考 1 1月1日から3月31日までの使用料は、それぞれに50%を加算した額とする。